3　第八十一条、第八十八条の三から第八十九条まで、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項、第百三条の二（第三号を除く。）及び第百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条から第八十六条まで」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条から第八十六条まで」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十七号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）第九条の規定に基づき、行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧の方法を定める省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三

行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧の方法を定める省令

行旅病人及行旅死亡人取扱法第九条の規定による公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省
国土交通省令第二号

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第八条第一項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿泊者名簿） **第七条**　法第八条第一項（法第三十六条において準用する場合を含む。第三項及び第四項において同じ。）の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。 ２・３　（略） ４　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。 （周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明） **第八条**　法第九条第一項（法第三十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。 ２　（略）	（宿泊者名簿） **第七条**　法第八条第一項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。 ２・３　（略） ４　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。 （周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明） **第八条**　法第九条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。 ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。